

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年4月4日認可した。

平成19年4月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）塩井池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）竹成東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竹成道上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本庄東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）藤ノ谷地区
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）新池地区